

迷惑電話チェッカーとは？

この機器は、民間会社が開発した迷惑電話番号サーバーに集められた番号からの電話を自動的にブロックし、家族や友人等からの電話と区別して機器に表示するシステムです。

■電話の危険度を光の色と音声で通知

着信した電話番号の危険度は、ランプの光る色と音声案内で確認できます。

【青】安心	【黄】注意	【赤】警告
[音声] なし	[音声] なし	[音声] 迷惑電話の恐れがあります
		
・「着信を許可」と登録した番号から着信した場合	・迷惑電話番号リストになく「番号通知あり」の番号から着信した場合	・管理サーバーが「迷惑電話」と登録した番号から着信した場合 ・「拒否」に登録した番号から着信した場合 ・「番号非通知」の番号から着信した場合

■最新の「迷惑電話番号リスト」が自動更新されます

警察などの行政機関から提供された迷惑電話番号や、利用者が登録した迷惑電話番号をもとに迷惑電話と判定された最新リストが、専門の管理サーバーから(株)ウィルコムネットワークを利用して、「迷惑電話チェッカー」に自動配信されることで、今まで着信がなかった番号からの迷惑電話でも、自動で判別し、シャットアウトすることができます。迷惑電話番号情報は、平成25年7月時点で2万件以上登録されております。

■ご自宅の固定回線に簡単に取り付け、簡単に操作できます

面倒な設定は不要で、電話回線とご自宅でご利用中の固定電話機に、付属のモジュラーケーブルで接続するだけでご利用いただけます。かかってきた電話をその場で拒否・許可できるボタンも大きく、捜査も簡単・シンプルなので、設置したその日からすぐにご利用可能です。

「迷惑電話チェッカー」のモニターを募集します！

今、市川市は「振り込め詐欺」や「還付金詐欺」の電話が千葉県内で一番多く掛かっています。市内で高齢者の被害者が多く発生しています。

市では、ご自宅の固定電話機に機器を接続することで、詐欺や悪質な勧誘等の迷惑を防止する機器（「迷惑電話チェッカー」）を約2年間無料で、貸し出します。

迷惑電話等が多く掛けられて困っている方や、これまでに迷惑電話を受けたことが無い、という方も是非ご応募ください。

【貸出期間】 設置日（平成25年10月7日以降）から平成27年9月末日

【募集数】 100台（申込順）100台を超えた場合は受付を終了します。

【募集期間】 平成25年10月7日（月）から

【募集対象者】 以下の全てに当てはまる方

1. 65歳以上の市民の方（1世帯につき1台）
2. ご自宅の固定電話で**番号表示サービス（ナンバー・ディスプレイ等）***を利用している方（または、機器設置までに利用開始できる方）
3. モニター期間中に簡単な利用者アンケートや迷惑電話情報等の提供に協力できる方

「番号表示サービス」とは？

「番号表示サービス」とは、NTT 東日本の「ナンバー・ディスプレイ」などの、着信時に相手の番号が表示されるサービスです。

※サービスの詳細については、ご利用の電話会社にご確認ください。



【ご利用手続き】

① 『「迷惑電話チェッカー」モニター利用申込書』をご記入ください。

◆ 『「迷惑電話チェッカー」モニター利用申込書』入手方法

1. 市川市市役所 市民安全課窓口でお渡しします（その場で記入し提出していただくことも可能です）
2. 郵送または、FAXでお送りしますので、市川市市民安全課まで電話にて連絡してください
3. 市民安全課ホームページから印刷してください

市川市 市民部 市民安全課

(住 所) 〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1

(T E L) 047-334-1129

② 必要事項を記入した申込書を、防犯課の窓口へ直接ご持参ください。
〒272-8501 市川市八幡1-1-1 市川市役所1階 市民部 市民安全課

※一緒に住所や氏名、年齢等が証明できる身分証（免許証、保険証、パスポートなど）を持参してください。窓口でコピーを取らせていただきます。

※代理の方が、申し込みに来られる場合は、申込者ご本人の身分証のコピーと代理の方の身分証を持参してください。

③ 記載内容を確認した後、機器の説明をしてから、その場でお渡しします。

④ 機器の設置は簡単ですので、ご自身でお願いします。
なお、機器の設置が不安な方は、窓口でご相談ください。

※返却時について

期間も超えて利用したい方は、有料（月額700円）で継続して利用できます。

【注意】

申し込みに関して

- ・申し込みは先着順とさせていただきます。なお、利用者の定員（100名）に達し次第、受け付けは終了とさせていただきます。

利用に関して

- ・貸出期間中に盗難、紛失、破損、故障等が生じた場合は、速やかに市川市市民安全課までご報告ください。なお、利用者の過失によりそれらの損害が生じた場合は、かかる実費を請求させていただきますことがあります。
- ・モニター利用の期間中に、アンケートにご協力いただきます。
- ・機器の回収やアンケート実施のため、申請書に記載された利用者の個人情報（迷惑電話チェッカー設置事業者（ウィルコム迷惑電話チェッカーモニター事務所）に、提供いたします。なお、提供された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。
- ・この機器を設置することにより、すべての悪質な電話を妨げるわけではありません。知らない電話番号からの着信には、常に注意してください。

モニター利用終了後に関して

- ・貸出期間後、速やかな返却をお願いします。
※利用を継続される方（有料）は除く

【迷惑電話チェッカーに関する問い合わせ】

市川市 市民部 市民安全課

(住 所) 〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1

(T E L) 047-334-1129